［削る］	
［削る］	

二	石巻市		
漁港における係留施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港台帳に記載されている係留施設（係船浮標及び係船くいを除く。）の延長の合計数から当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）に係る係留施設の延長及び港湾法第三条ただし書の規定による同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾に指定されているものに係る係留施設の延長を控除したものとして総務大臣が通知した数。 2　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等により漁港の管理状況に変更があつた場合については、総務大臣が必要と認める場合に限り、その年の四月一日現在における漁港の管理状況により関係地方団体の長が協議して定める率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）によつて按分した数値をそれぞれ関係地方団体に属する係留施設の延長とし、1により通知する数値に含めて通知する。	メートル	
三	石巻市		
漁港における外郭施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港台帳に記載されている外郭施設（水門及びこう門を除く。）の延長の合計数から当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）に係る外郭施設の延長及び港湾法第三条ただし書の規定によつて同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾に指定されているものに係る外郭施設の延長を控除したものとして総務大臣が通知した数。	メートル	